

大学院教育改革支援プログラム審査要項

平成 19 年 4 月 5 日
大学院教育改革支援プログラム委員会

大学院教育改革支援プログラムは、「大学院教育振興施策要綱」（平成18年3月30日文科科学省）及び平成18年3月31日の「大学院設置基準」（昭和49年6月20日文部省令第28号）の改正と併せて、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院博士課程、修士課程を対象として、優れた組織的・体系的な教育取組に対して重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化を推進することを目的とする。

また、採択された取組を広く社会に情報提供することで、今後の大学院教育の改善に活用することとする。

大学院教育改革支援プログラムの審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方針

1. 大学からの申請に基づき、本事業の大学全体としての位置付けを踏まえ、大学院教育の実質化が図られ、国際的に魅力ある大学院教育が展開・実現されるかという視点から、将来性なども考慮し、これまでの教育活動等の実績も加味しつつ、以下の観点を基に審査を行い、選定する。その際、専攻等の規模の大小にとらわれず、各大学の個性や特色にも十分に着目する。
2. 選定に際しては、博士課程、修士課程の各段階及び各学問分野における人材養成機能のバランスのとれた充実・発展を図るよう留意するとともに、人社系大学院の優れた取組を積極的に評価する。

<審査の観点>

1) 研究科・専攻における教育の課程

- (1) 人材養成目的の明確化が図られているか。
 - ① 人材養成目的が学則等において具体的に明示され、組織的に共有されているか。
 - ② 身に付けさせる知識・技能は明確になっているか。

大学院設置基準

(教育研究上の目的の公表等)

第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

- (2) 目的に沿った体系的な教育課程が編成されているか。
※審査に当たっては、各分野の特性にも配慮。

- ・ (1)②の知識・技能を体系的に身に付けさせる教育課程となっているか。
- ・ 学位授与までの教育のプロセス管理がなされているか。
- ・ 履修指導、講義・実習・実験等の授業形態の組合せ、少人数教育・フィールド授業、情報機器の活用、複数教員による研究指導などの教育方法の工夫がなされているか。

大学院設置基準

(教育課程の編成方針)

第十条の二 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

- (3) 目的に沿った体系的な教育課程を提供するための教員組織が整備されているか。

- ・ 教育研究上必要な教員（研究指導教員及び研究指導補助教員を含む）が配置されているか。
- ・ 教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、若手教員や女性教員の活躍促進のための支援、教員の流動性の向上、外国人教員の確保、教育評価の人事処遇への反映方法など）が講じられているか。

大学院設置基準

第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

- (4) 目的に沿って教育内容・方法を改善するための組織的な研究・研修（FD）の実施体制等が整備されており、具体的な展開が予定されているか。

大学院設置基準

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十四条の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- (5) 厳格な成績評価と評価基準の明確化のための体制・方法が確立されているか。

大学院設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院教育振興施策要綱

エ 円滑な博士の学位授与の促進

厳格な成績評価と適切な研究指導により、標準修業年限内に学位を授与することのできる体制の整備等を促進し、課程制大学院制度の趣旨の徹底を図る。

- (6) 学生に対する修学上の支援は適切に行われているか。

- ・他大学出身の学生等に対して補完的な教育を行うなど学生の流動性を向上させる方策を実施しているか。
- ・学生への経済的支援が適切に行われているか。
- ・キャリアパス形成に関する指導が適切に行われているか。
- ・他大学出身の学生や社会人や留学生などを積極的に受け入れるなど、多様な学生が切磋琢磨する環境が整備されているか。

大学院教育振興施策要綱

(2) 学生に対する修学上の支援

博士課程（後期）在学者等を対象として、TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）をはじめとした経済的支援の強化を図る。また、多様な学修歴を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく環境を醸成するため、学生の流動性の拡大を図る。

- (7) 自己点検・評価体制が構築されており、具体的な展開が予定されているか。

大学院教育振興施策要綱

(1) 実効性ある大学院評価の取組の推進

専門分野別自己点検・評価の促進を図る・・・

- (8) 積極的な情報提供（目的、魅力ある教育内容・方法、自己点検・評価結果など）を行うための体制が整備されているか。

2) 教育プログラム

(1) 教育プログラムが、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）に資するものであるか。

① 1) で示した人材養成目的及び教育の課程に沿った教育プログラムであるか。

② 社会に求められる高度な人材が育成されるプログラムであるか。

・ 特定分野における知識・技能だけでなく、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培うプログラム、学生の自立的研究遂行能力やプロジェクトの企画・マネジメント能力を高めるプログラム、理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力を身に付けさせる教育プログラム等、社会に求められる高度な人材が養成されるプログラムであるか。

③ 具体的かつ実現性の高いプログラムであるか。

④ 大学全体の中での位置づけが明確となっており、支援期間終了後の一定の成果とその後の大学による継続的な展開が期待できるものか。

・ 我が国の大学院全体の教育の実質化に波及効果が認められるものとなっているか。

・ 支援期間終了後、大学による自主的・恒常的な展開が期待されるものか。

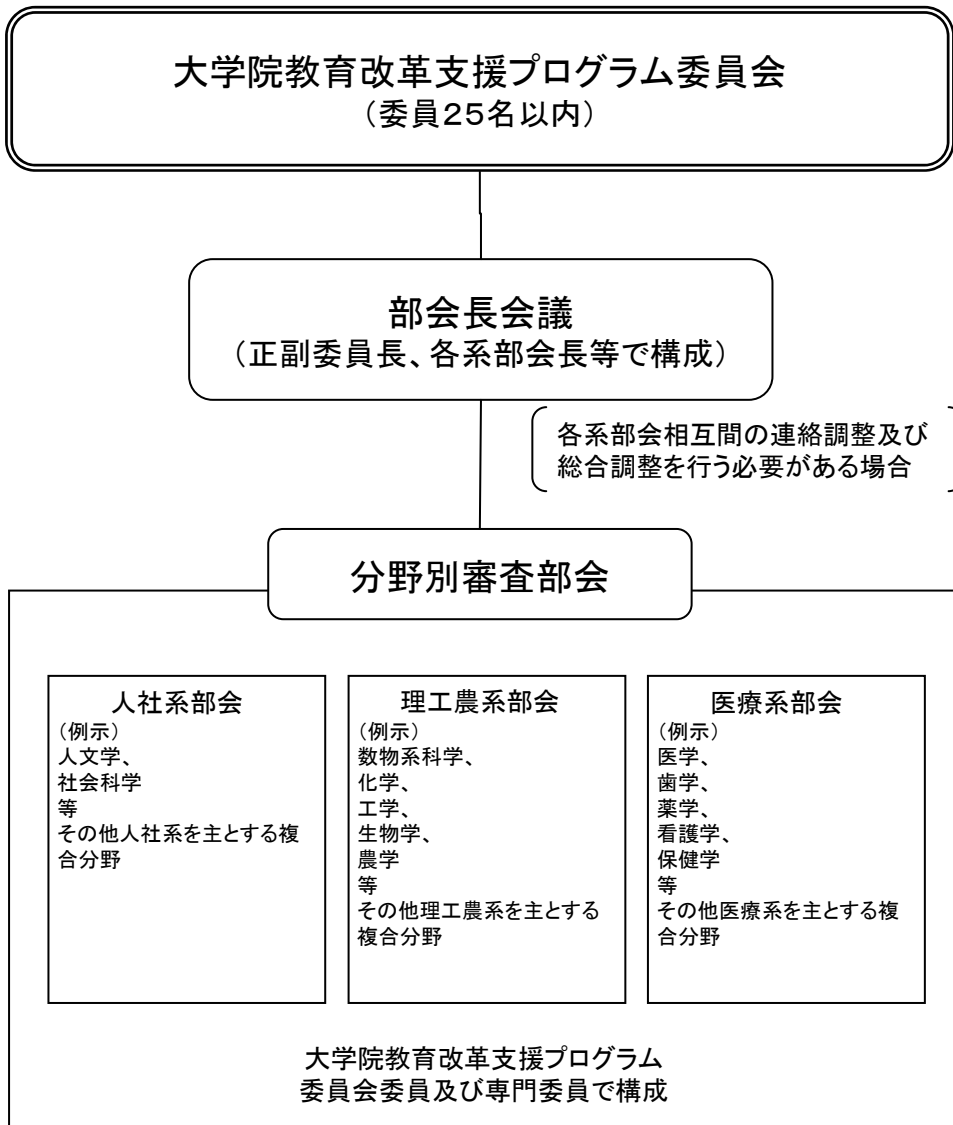
(2) 申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要不可欠なものか。

II. 審査体制等

大学院教育改革支援プログラムの実施組織は、分野別審査部会（「人社系部会」、「理工農系部会」、「医療系部会」）において、採択候補を選定した後、必要に応じて、部会長会議による総合調整を行った上で、大学院教育改革支援プログラム委員会に報告し、採択を決定する。

その後、審査結果について文部科学省へ報告する。

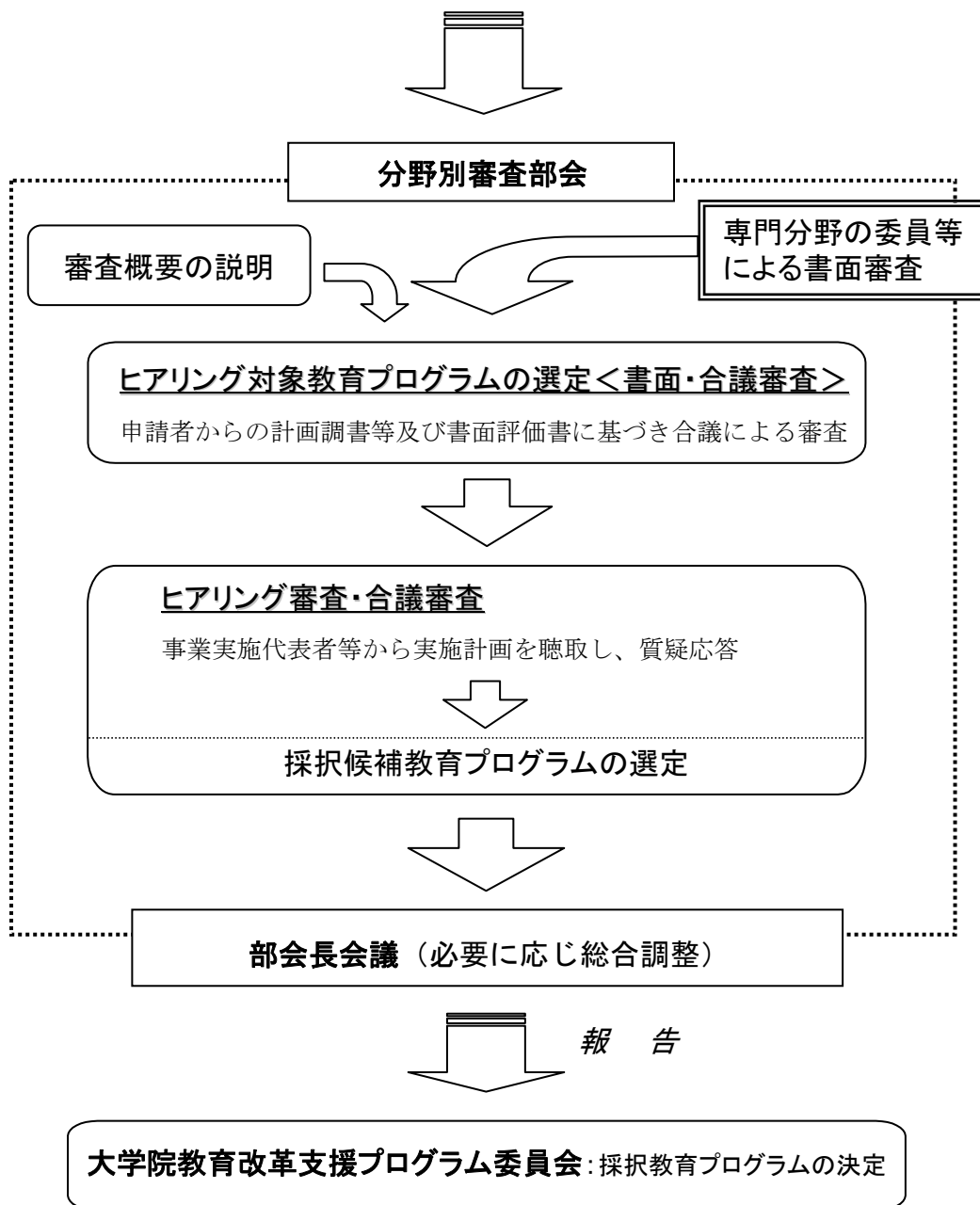
1. 大学院教育改革支援プログラムの審査体制



※ 分野別審査部会の審査に際しては、上記例示の各専門分野の委員及び専門委員により部会を編成し、幅広く多面的な観点から、大学院教育の取組を審査する。なお、上記例示の各分野毎に審査を行うものではない。

2. 分野別審査部会における審査手順

大学院教育改革支援プログラム委員会：審査方法、審査方針の決定



Ⅲ. その他

1. 申請及び支援等

- (1) すべての学問分野を対象とし、公募は「人社系」、「理工農系」、「医療系」の3分野に区分し、申請を受け、審査を行う。
各大学からは、個々の申請について、どの分野での審査を希望するかを含めて申請を受け、それぞれ大学が希望する分野において審査を行うものとする。したがって、申請分野については、他の分野への移し替えはしない。
- (2) 採択件数は、申請状況、事業内容等を勘案の上、全体で120件程度とする。(予算の範囲内で、採択件数を調整することがある。)
- (3) 取組規模(補助対象経費)は、1件当たり年度毎に1億円を上限とし、支援期間は3年間とする。これらの条件に照らして、教育プログラムに必要な額であるかという観点から審査を行う。

2. 開示・公開等

- (1) 大学院教育改革支援プログラム委員会等の審議内容等の取り扱いについて

大学院教育改革支援プログラム委員会(以下「委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- 1) 審査(人選を含む)に関する調査審議の場合
- 2) その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う各部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

- (2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- (3) 審査結果(採択された取組)は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (4) 委員等の氏名について
 - 1) 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
 - 2) 各部会の委員及び専門委員の氏名については、採択後公表することとする。

3. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、書面審査及びヒアリングを行わない。

また、委員会及び各部会における採択の議決に加わることができない。

(申請に直接関係する場合の例)

- ・ 委員及び専門委員が当該大学院研究科の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- ・ 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報(調書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

4. 取組の評価

支援期間(3年)終了後、事後評価を行う。
評価に関する方法・内容等については別に定める。